

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 令和3年4月1日～令和5年3月31日

〔適用内容〕 適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	<ul style="list-style-type: none">・ 電気自動車・ 燃料電池自動車・ 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)・ プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none">・ 電気自動車・ 燃料電池自動車・ 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)・ プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね50%軽減。

○ 重 課

〔適用内容〕 新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2) : 概ね15%重課(※3)

- ・ ガソリン車、LPG車 : 13年超
- ・ ディーゼル車 : 11年超

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※3 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽課

〔適用期間〕 令和3年4月1日～令和5年3月31日

〔適用内容〕 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合には限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	<ul style="list-style-type: none">電気自動車天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none">電気自動車天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%軽減

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね25%軽減。

○ 重課

〔適用内容〕 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※2)：概ね20%重課

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く